様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

春日部市水道事業管理者　様

施設管理課長

春日部市指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書

春日部市指定給水装置工事事業者規程第５条の規定により指定を受けた指定給水装置工事事業者が、同規程第８条の規定に該当する行為を行ったので下記の通り報告します。

記

|  |
| --- |
| 対象となる指定給水装置工事事業者 |
| 指定番号 | 第 　　号 |
| 名称又は氏名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 行為のあった日 | 年 　　月　　 日 |
| 行為の内容（工事の場所、行為の概要、是正措置の内容など） |
| 添付資料（てん末書、関係図面、関係資料など） |

様式第２号（第６条関係）

第 　　　　 号

年　　月　　日

指定番号　 　号

　　　　　　　　 様

春日部市水道事業管理者

聴 聞 通 知 書

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書第　 号の内容に基づき、聴聞を行うため、春日部市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第６条の規定により通知する。

１ 聴聞を受ける指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指定番号　 第　　　 号

名称又は氏名

所在地

代表者

２ 聴聞の対象となる行為

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書第　　 号

（ 　年　月 日）の行為について聴聞を行う。

３ 聴聞の日時　　 年 　月 　日 　時 　分より

４ 聴聞を行う場所及び事務を所掌する課

様式第３号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

春日部市水道事業管理者 様

経営総務課長

聴 聞 報 告 書

春日部市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第６条の規定により、聴聞を行ったので報告します。

１ 聴聞を行った指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指定番号　 第　　　 号

名称又は氏名

所在地

代表者

２ 聴聞の日時 　　年 　月 　日

３ 聴聞の場所

４ 出席者

５ 聴聞の内容

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書 第 　号による。

６ 聴聞調書及び主宰者意見書 　別添

様式第４号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

指定第 　　　　号

　　　　　　　 　様

春日部市水道事業管理者

弁 明 機 会 供 与 通 知 書

春日部市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第６条の規定により、指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書第 　　号の内容について弁明の機会を付与する。

なお、弁明は口頭での弁明を認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。また、弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

１ 対象となる違反行為

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書

第 　号（　 年　 月 　日）

２ 対象となる指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指定番号　 第　　　 号

名称又は氏名

所在地

代表者

３ 弁明書の提出期限及び提供先又は口頭による弁明を行う日時及び場所

日　時 　　　年 月 日

場　所

提出先

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

指定第　　　　 号

　　　　　　　　 様

春日部市水道事業管理者

処 分 通 知 書

春日部市指定給水装置工事事業者規程第８条及び第９条並びに春日部市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第７条の規定により、処分を通知する。

１ 処分の内容

２ 処分を受ける指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指定番号　 第　　　 号

名称又は氏名

所在地

代表者

３ 処分の対象となる行為

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書　第 　号（ 　年 月 日）

 (裏面)

※教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、春日部市を被告として（訴訟において春日部市を代表する者は春日部市水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。